

## 診療情報開示申込について

### はじめに

当院では、医療者である病院と医療を受ける患者さんの相互の理解を深める為に、診療情報記録を共有することが大切と考えており、お互いの信頼関係を保ちながら治療効果を高め、より質の高い医療を実現させることを目的として、診療記録(カルテ等)の開示を実施しています。

- 1 診療情報の開示
- 2 診療情報開示の範囲
- 3 開示対象者
- 4 診療情報開示基準
- 5 患者様本人が死亡されている場合の特例
- 6 開示に関する費用（税別）
- 7 開示請求及び問い合わせ窓口

### 1 診療情報の開示

#### (1) 申し込み

患者様本人や親族等からの申請に基づいて、診療情報の閲覧、説明、写、又は要約書の交付を行い、これに対する費用は以下のとおりです。申し込みをされる場合は「診療記録等診療情報開示申請書（当院様式）」を提出していただくこととなっております。申込書は当病院書類窓口にお申し出ください。

#### (2) 手続き

- ①患者様のプライバシーを守るため、診療情報開示の申し込みの際は、患者様本人である事を証明できるもの（診察券及び身分証明書、保険証、運転免許証、旅券、戸籍抄本等）を提示していただくこととなっております。
- ②患者様本人以外の方が申請される場合は患者様と申込者との関係が明らかになるもの（委任状及び戸籍謄本等）や申し込まれた方が本人であることのそれぞれを証明できるものを提出していただくこととなっております。
- ③患者様が亡くなられた場合は、患者様の全ての法定相続人の委任状を提出していただくこととなっております。

### (3) 審査

申請書を提出していただきますと、診療情報の開示の可否について審議の後、決定します。

### (4) 審査期間

審査には、申請書の受付日の翌日から起算して 2 週間程度期間を要しますのでご了承ください。なお、場合によっては 1 ヶ月程度期間を要する場合があります。この場合には、その旨お知らせいたします。

### (5) 開示の方法

①閲覧は、当病院の指定した場所で職員立会の下で行います。また、医師の説明を希望される場合は主治医又は専門医が口頭で説明します。

②診療情報の写しまたは要約書の提供は原則当院内でお渡しいたしますが、提供の決定から 1~2 週間を要しますので予めご了承ください。

## 2 診療情報開示の範囲

診療情報の開示の範囲は原則として申請書を受け付けた日から遡って診療録（カルテ）は 5 年以内、その他の情報は 3 年以内に作成されたものとなります。

## 3 開示対象者

診療情報は、患者様の最も大切な個人情報であり、患者様の最も大切な個人情報であり、患者様本人のプライバシーを保護するため情報開示の対象となる方を次のとおり定めております。

①原則として、患者様本人並びに患者様本人が指名した親族又はそれに準ずる方。

②主治医の判断により、患者様本人が自己の診療について合理的な判断ができないと認められる場合には、法定代理人及び実質的に患者様の世話をしている親族又はそれに準ずる方。

## 4 診療情報開示基準

次のいずれかに該当する場合は、診療情報を開示することはできません。①患者様が診療情報を知ることより治療効果等への悪影響が懸念されると判断される場合。②患者様が診療情報を開示されることにより不利益を受けることが懸念される場合。当病院以外の医療機関で作成された診療情報については、提供者の了解を得ることができない場合。

## 5 患者様本人が死亡されている場合の特例

既に患者様が死亡されている場合には、ご遺族からの申請により審議のうえ開示を決定いたします。

## 6 開示に関する費用（税別）

① 開示基本料金 : 300 円

② 付加料金

1. 開示に伴う医師の説明料

30 分以内 5,000 円、以後 30 分又は端数を増すごとに 5,000 円

2. カルテのコピー : 1 枚 10 円

3. レセプトのコピー : 1 枚 10 円

4. CD-R : 1 枚 100 円※

5. 要約書 : 1 枚 6,000 円

7. その他上記以外のもの実費

(※CD-R は格納する 1 ファイルごと 210 円を加算)

③消費税 : ①～②の各料金を合算した額の消費税に相当する額。

## 7.開示請求及び問い合わせ窓口

横浜中央病院

045-641-1921 内線 : 711